

## 新型コロナウイルス感染症に関する要望事項（骨子）

- 季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症との同時流行に備え、診療所等への感染防止対策等の診療・検査体制の整備を支援することとともに、発熱患者等を受け入れる診療・検査機関に対して、診療報酬上の措置や協力金の支給、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」における危険手当の創設等により支援を行うこと。また、指定感染症の運用見直しに関して、地域の感染状況等を踏まえ、軽症者や無症状病原体保有者についても、引き続き都道府県の判断により入院措置を行うことができるようにすること。
- 予備費の活用や追加経済対策、3次補正の編成により、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を増額するとともに、弾力的な運用を行うこと。
- 積極的疫学調査や休業要請の実効性を担保する法的措置を講じること。併せて、宿泊療養等の医療機関以外での療養について法的位置づけを行うこと。
- 受診控え、利用控えなどにより経営上困難な状況にある医療機関や福祉施設等に対する財政的な支援を行うこと。
- 今後の入国制限緩和に対応して検疫所の人員増強や検査能力の拡充等、検査体制の抜本的な強化を図るとともに、入院先や宿泊療養施設の確保により特定の都道府県に過度な負担が生じないようにすること。併せて、コールセンターの設置等により外国人の健康観察フォローアップを国の責任において行うなど、水際対策に係る保健所の負担軽減を図ること。
- 患者や医療従事者に対する偏見・差別行為・デマ等の排除について、相談窓口の充実・強化や広報・啓発等の対策を強力的に講じること。
- 今後の地域医療提供体制に係る一連の議論については、新型コロナウイルス感染症の収束後に仕切り直しをするとともに、2024年度からの医師の働き方改革に関する新制度については施行猶予も含めた検討を行うこと。
- リーマン・ショック時を上回る規模の緊急雇用創出事業を創設するなど、感染症により大きなダメージを受けた雇用・産業への支援を行うこと。

令和2年10月30日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部